

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【情報通信研究機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式 1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式 2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式 3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成 21 年 12 月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※ 1 様式 2 の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式 3 の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも 10 月 8 日現在の所管省庁の提出資料による。

※ 2 様式 2 で灰色になっているものは、平成 24 年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	総務省
法人名	情報通信研究機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 衛星放送受信対策基金(30億円)及び高度電気通信施設整備促進基金(4,259,213千円)について、平成23年3月末に国庫納付を行った。出資勘定の承継時出資金(1,979,474千円)、承継勘定の承継時出資金(15,058,611千円)については、平成24年3月に国庫納付済み。基盤勘定については、平成24年12月に不要資産(5,000,000千円)を国庫納付済み。さらに出資勘定については、テレコムベンチャー投資事業組合の組合契約の終了に伴い生じた不要財産を平成25年に国庫納付予定。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 稚内電波観測施設跡地の国庫納付に向けて所管財務事務所との調整を進めていたところ、平成22年12月に当該跡地に土壌汚染が確認された。これに対処する必要があることから、平成23年度に土壌汚染対策法に準じた自主調査を行い、その結果をもとに北海道庁から平成25年2月に形質変更時要届出区域として指定された。また、財務事務所において、土地の現状確認を終えたことから、今後、国庫納付手続きを行う予定。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● NICTが毎年実施する内部ヒアリング等において、業務内容の評価と併せて、資産に関する業務上の必要性について検証するほか、中期計画に定める施設及び設備並びに研究計画に基づく大型研究設備に関する維持管理を適正に行うなかで、不断に見直しを実施していく。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>● 施設の管理業務の一括契約、共通事務用品の一括契約などを実施。効率化目標を見据えた管理部門経費を策定している。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>○ パリ事務所については、欧州各国の研究機関との共同研究推進の支援や欧州委員会との新世代ネットワークに関する共同研究公募制度の創設等、引き続き欧州との連携を進める必要があるが、これらの業務への対応には、日本からの出張によるよりも、パリ事務所において実施する方が効率的であることから、存続が必要と判断し、総務省独立行政法人評価委員会にも報告したうえで他法人との共用を行うこととした。このため、他法人との共用を検討し、パリに事務所を置く日本原子力研究開発機構と共用について合意し、平成23年度当初から共用を開始しており、平成22年度に比べ、年間で約4,000千円の運営経費の削減となっている。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、平成22年度末のプロジェクト終了をもって廃止した。</p>

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 平成22年度までに不要資産の整理を行い稚内電波観測施設跡地の国庫納付に向けて財務事務所との調整を進めていたところ、平成22年12月に当該跡地に土壤汚染が確認された。これに対処する必要があることから、平成23年度に土壤汚染対策法に準じた自主調査を行い、その結果をもとに北海道庁から平成25年2月に形質変更時要届出区域として指定された。また、財務事務所において、土地の現状確認を終えたことから、今後、国庫納付手続きを行う予定。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」を踏まえ、随意契約については原則一般競争入札等に移行したほか、研究機器の買入・製造等や、研究業務支援・保守などが大半を占める一者応札・一者応募案件の改善を図るため、仕様書の内容が抽象的なものや詳細すぎるものについて適正化するなど仕様内容の見直し、過去の納入実績等を入札参加条件としていたものについて緩和するなど入札参加条件の見直し、一般競争入札及び公募の公告期間(10日)を、総合評価方式の案件は20日以上、それ以外の案件は15日以上に見直すなど公告期間の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保に努めている。</p> <p>【平成24年度の状況】 (金額ベース(単位:億円)) 一般競争等 242億円(95.7%)、競争性のない随意契約 11億円(4.2%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1,121件(96.5%)、競争性のない随意契約 41件(3.5%)</p> <p>【平成23年度の状況】 (金額ベース(単位:億円)) 一般競争等 300億円(97.2%)、競争性のない随意契約 9億円(2.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1,240件(96.6%)、競争性のない随意契約 43件(3.4%)</p> <p>【平成22年度の状況】 (金額ベース(単位:億円)) 一般競争等 236億円(95.9%)、競争性のない随意契約 10億円(4.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1,184件(96.9%)、競争性のない随意契約 38件(3.1%)</p>

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>● NICTにおいて締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、NICTのホームページに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」を踏まえ、随意契約については原則一般競争入札等に移行したほか、一者応札・一者応募案件についても、仕様内容の見直し、入札参加条件の見直し、公告期間の見直し、落札後の業務等準備期間の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保に努めている。</p> <p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)の要請を踏まえ、一定の関係を有する法人(NICTの役員及び職員で課長相当職以上を経験した者が再就職をしていること及びNICTとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていることのいずれにも該当する場合の法人)との契約について平成23年7月1日の公告分からの入札公告への記載、及びNICTホームページへの本件公表に係る趣旨説明を掲載し、契約を締結した日の翌日から起算して原則72日(各年度4月の契約については93日)以内にNICTのホームページで情報を公表する。なお、これまで当該法人との契約実績はない。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>関連法人との契約がないため、該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査にあたっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● NICTにおいては、コピー用紙・事務用消耗品について実施している。引き続き共同調達になじむ案件がないか調査しつつ、共同調達によるコスト縮減に努めていく。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しは、随意契約等見直し計画に基づき、仕様要件(仕様書の内容が抽象的なものや詳細すぎるものについて適正化等)、参加条件(過去の納入実績等を入札参加条件としていたものについて緩和等)、公告期間(一般競争入札及び公募の公告期間(10日)を、総合評価方式の案件は20日以上、それ以外の案件は15日以上に見直す等)等について引き続き見直しを行っている。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は、積極的に活用すべく準備している。また、研究機器や保管機器等の他機関との共同利用についてその可能性を検討している。</p> <p>NICTの保有する研究施設・機器等について、研究開発に支障のない範囲で外部機関に有償供与する制度の運用を平成23年度中に開始した。</p> <p>ウ) 価格調査にあたっては、市場価格等を調査し、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 現在、「情報システムの運用業務」の民間競争入札の実施に向けて、内閣府官民競争入札等監視委員会事務局と連携し、準備を進めている。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 平成23年4月に取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、調達の競争性・透明性の確保のため、引き続き随意契約や一者応札等の見直しを行った。具体的には、実質的な競争性を高める努力を行うとともに、随意契約による場合であっても、説明責任を強化することにより、効率化や成果の向上等、実質的な調達の改善を重視する取組を行ったほか、調達・契約方式の多様化を踏まえ、総合評価落札方式の改善を図った。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮し、その水準を見直すこととしており、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しを踏まえ、役職員の報酬・給与について平成24年4月から本給月額及び本給月額を基礎とする各種手当の引き下げを実施した。なお、給与の特例措置による減額は平成25年度も継続中。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 従来から、国家公務員に準拠した給与体系としているところであるが、今後の法人の給与改定についても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を適切に踏まえたものとしていく等、今後も適正な人事管理に努め、給与水準対国指数100程度を念頭に人件費の適正管理をしていく(平成24年度ラスパイレス指数・・・事務・技術職員 104.2、研究職92.2)。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>(行管局にて記載)</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 引き続き公表を行っていく。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事や総務省独立行政法人評価委員会による業績評価においても、総合職の給与水準が国に比較して高くなっている理由として職員の大部分が都市部(東京都小金井市)を勤務地としているため、地域手当が国全体の平均支給率と比較して高くなっていること、及び地域手当支給率の凍結や手当の見直しなど人件費削減に向けた取組み等の適正性について厳格なチェックを行っている。 なお、総合職及び研究職を合わせた職員全体の給与水準は国より低い指数である。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 平成18年度から平成22年度までの第2期中期目標期間において、一般管理費15.1%、事業費5.6%の削減を達成したところであり、さらに、平成23年度から平成27年度までの第3期中期目標期間における目標として、一般管理費は毎年度平均で3%以上、事業費は毎年度平均で1%以上の効率化を達成すると設定した。平成24年度決算においては、一般管理費で6.0(※3.1)%、事業費で2.8(※1.9)%の削減を達成している。※括弧内は、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた役員報酬規程の特例及びパーマネント職員給与規程の特例が実施されなかったものとした場合の数値。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 国家公務員に準じたものとしているが、今後も国家公務員の制度を注視していく。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 事業費については、プロジェクトの予算実施計画の策定にあたって、必要経費の費目別の積み上げを徹底するとともに、その積算根拠については取りまとめ部局において、過去の実績や情勢等を調査したうえで経費の精査を行い、最終的に幹部における評価と対応したヒアリングでのチェックを実施しており、透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● コンプライアンス推進のための体制を整備し、毎年度、コンプライアンス推進行動計画を策定の上、法令遵守、リスク管理に組織的に取り組んでいる。具体的には、職員のコンプライアンスに関する理解の向上及びリスクの未然防止を目的とするコンプライアンス研修(e-learning)を継続的に実施していくなど、コンプライアンス推進を着実に実施していくほか、昨年度に引き続き、適正な会計処理の確保等に重点的に取り組んでいる。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 測定機器等の較正(登録検査等事業者用測定器等の較正は除く)の手数料については、平成23年度に改定した。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 技術移転については、平成23年4月から、これまで外部委託していたTLOを廃止し、内部に目利きを配置させて研究者との密な連携を図り、外部への売り込み活動を活性化させるようにした。また、平成24年12月、有償での知財実施許諾契約前に技術評価等を目的として、一定期間知財を無償で許諾する「お試し利用」制度を創設し、企業がNICTの新技术を導入する際のリスクと障壁を低減させた。これにより、企業内ネットワークのトラフィック監視技術や対サイバー攻撃アラートシステムなど、機構の知的財産がより活用され、自己収入につながった。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 複数の候補案件からの選択を要する委託研究等について、外部有識者から成る評価委員会を設置し、事前・採択・中間・終了・追跡と時期毎に外部評価を実施している。また、自ら実施する研究開発について、外部有識者から成る外部評価委員会を設置し、外部評価を実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 必要性がなくなると認められる研究開発課題等は、廃止又は縮小方向で不断の見直しを行う。また、委託研究等の採択・中間・終了の評価結果や、自ら実施する研究開発の期首・中間・期末の外部評価結果をホームページ上で公表している。</p>

No.	4	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構
-----	---	----	-----	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 新世代ネットワーク技術の研究開発	事業規模の縮減	23年度から実施	「新世代ネットワーク技術領域」については、「フォトニックネットワーク技術に関する研究開発」に係る委託研究の縮減、「次世代ネットワーク(NGN)」関連委託研究の廃止等を図り、「新世代ネットワーク」研究への重点化を行う。	2a 一部措置済	「新世代ネットワーク技術領域」については、平成23年度からの第3期中期目標期間の開始に際し、「フォトニックネットワーク技術に関する研究開発」のうち、「光LANと広域系を接続するアクセス技術」の委託研究の廃止や、「次世代ネットワーク(NGN)」関連委託研究の廃止等を行うとともに、「ネットワーク仮想化技術」など「新世代ネットワーク」研究への重点化を行った。	引き続き効率的な研究開発を推進する。
02 ユニバーサル・コミュニケーション技術の研究開発			「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」については、「電気通信サービスにおける情報信憑性検証技術」の廃止等を行い、自動音声翻訳技術等の研究への重点化を行う。 「安心・安全のための情報通信技術領域」については、情報セキュリティに係る委託研究の一部廃止等により研究の重点化を行う。 以上により、研究の重点化等を行うとともに、重複排除の徹底、研究成果の在り方の見直し等を行い、事業規模を縮減する。 また、外部委託経費について、平成23年度概算要求の算定において対前年度予算比約24%の縮減が図られている新世代ネットワーク技術領域と同様に他の技術領域についても見直しを行い、外部委託経費全体として5分の1を超える予算縮減を図るとともに、委託研究課題の評価・見直しを随時行うなど効率的な研究開発を推進する。		「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」については、平成23年度からの第3期中期目標期間の開始に際し、「電気通信サービスにおける情報信憑性検証技術」や「多並列・像再生型立体テレビシステム」の委託研究の廃止を行うとともに、「自動音声翻訳技術」や「電子ホログラフィ技術」などの研究への重点化を行った。 「安心・安全のための情報通信技術領域」については、平成23年度からの第3期中期目標期間の開始に際し、「情報セキュリティ技術に関する研究開発」のうち、「インシデント分析の広域化・高速化」の委託研究の廃止を行うとともに、「集中豪雨、竜巻突風等の局所的現象を観測する次世代ドップラー気象レーダーシステム」などの研究への重点化を行った。 また、平成23年度からの第3期中期目標において、研究成果の社会還元促進の促進や無駄な重複排除の観点から研究テーマの重点化を図ることとされたことを受け、中期計画において研究開発の重点化を明記した。 なお、産業技術総合研究所、宇宙航空研究開発機構等との間で定期的に連携・協力の在り方について意見交換を行ってきたほか、平成23年度実施計画策定のための内部評価(平成23年2~3月に実施)において、他の研究機関における研究状況、連携・協力体制を評価項目に加えるなど、最新の研究動向を研究項目の選定の際に十分に考慮することにより、無駄な重複排除の徹底を図った。 また、研究成果の在り方の見直しに関しては、平成23年度より社会還元促進部門を新設し、研究開発成果の積極的な発信や適切な知的財産の活用促進を実施する体制を整備した。これにより、成果の活用を促進する部署と研究者間の意識共有及び連携がより強化され、企業内ネットワークのトラフィック監視技術など、機構の知的財産がより活用された。 以上の結果、平成23年度概算要求において、外部委託経費全体として5分の1を超える1,244,999千円(前年度比20.1%減)の予算縮減を行うものとした。 これらにより、平成23年度の運営費交付金の予算規模は30,280,857千円(平成22年度:30,899,629千円)となり、事業規模の縮減が図られた。平成24年度、25年度についても、引き続き効率的な研究開発を推進し、運営費交付金の予算規模はそれぞれ29,665,999千円、28,673,467千円となり、事業規模の縮減が図られている。	
03 ICT安心・安全技術の研究開発			当該事業のうち、平成21年11月の事業仕分け結果を受け廃止された「通信・放送新規事業に対する助成」と類似の事業である「先進技術型研究開発助成金(テレコムインキュベーション)」を廃止する。 国で実施している「戦略的情報通信研究開発推進制度」と事業を統合し、又はそれぞれの位置付けの明確化を図り効率的に実施し、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。		①「先進技術型研究開発助成金(テレコムインキュベーション)」について廃止することとし、平成23年度以降新規公募を行わないこととした。 ②高度通信・放送研究開発に対する助成のうち、テレコムインキュベーション以外の「国際共同研究助成」と「高齢者・チャレンジ向け通信・放送サービス充実研究開発助成」の2事業において、前者は平成24年度より新規公募を停止し、後者は平成24年度より国において実施している。	
04 高度通信・放送研究開発に対する助成	一部メニューの廃止 国の判断・責任の下で実施	23年度中に実施	本法人において実施している「国際研究協力ジャパントラスト事業」と運用面での一体的な実施を図り、効率化する。	1a	運営面の効率化に向けて、平成23年4月より実施部門を統合するとともに、平成23年度に行う募集・採択分から募集要項や審査委員会の統合などを実施した。	措置済み
05 海外からの研究者の招へい等	類似事業との一体化による効率化	23年度中に実施	字幕番組については、その普及状況にかんがみ、助成率を縮減し、将来的に放送事業者自身の努力にゆだねるなど事業の在り方について検討し、国の直接実施も含めて事業を見直す。	1a	将来的には全て放送事業者自身の努力にゆだねることに向け見直しの検討を行っているところ、平成23年度は、比較的普及が進んでいる生放送番組を除く字幕番組について、在京キー5局に対する助成率を6分の1から8分の1に引き下げ、普及が進んでいない解説番組・手話番組等については、重点的に助成を行うこと等により、前年度と比べて予算規模を26,690千円縮減した。また、実施主体の検討については、新たに国が事業を行うよりも、蓄積されたノウハウを活かすことにより、事業を効率的・効果的に遂行することが可能であること等の理由により、引き続き、NICTが主体として事業を行うこととした。	措置済み
06 情報バリアフリーの促進(字幕番組・解説番組等の制作促進)	助成率の見直しによる予算規模の縮減、事業の在り方の見直し	23年度以降実施				

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07 情報バリアフリーの促進（身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進）	交付先事業者の事業計画等の監督強化、事業の在り方の見直し	22年度から実施	交付先事業者における配分予算と執行額に差が生じている状況にかんがみ、交付先事業者の事業計画等の監督を強化し、予算の適切な執行を図る。 また、本法人の専門性がいかされる事業かどうか検証し、国の直接実施も含め事業の在り方を見直す。	2a 一部措置済	平成22年度からは、予算の適切な執行を図るために、案件採択時における評価方法の改善及び事業執行に対するサポート体制の強化を行った。具体的には、外部の有識者から組織される評価委員会において提案者から直接事業内容の説明を受けるとともに、障害者の具体的な需要を示す客観的なデータなどの提出を求め評価を実施した。また、相談窓口をNICTに設けることで、事業運営に関する相談・サポート体制の整備による配分予算と執行額の乖離解消に努めた結果、平成22年度は71.3%であった執行率が平成24年度は93.0%（平成23年度は95.8%）と改善されており、そのレベルを維持している。 また、実施主体の検討については、新たに国が事業を行うよりも、蓄積されたノウハウを活かすことにより、事業を効率的・効果的に遂行することが可能であること等の理由により、引き続き、NICTが主体として事業を行うこととした。	引き続きサポート体制を維持・強化し、適切な執行を図る。
08 民間基盤技術研究促進業務	新規採択の廃止	22年度中に実施	新規案件の採択は行わないこととし、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。	1a	平成22年度より新規公募を停止し、平成23年度の予算要求をしていない。	措置済み
	不要資産の国庫納付	23年度中に実施		1b	保有資産約66億円のうち為替相場により利率が変動する円建て外債50億円を保有していたが、当該外債が平成24年3月に早期償還されたことを受け、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、平成24年12月に不要資産（5,000,000千円）を国庫納付済み。	対応済み。
	既往案件の監督強化	22年度から実施		2a	研究成果の事業化の促進、売上（収益）納付に係る業務について、受託者における事業化の進捗状況や売上状況等をより的確に把握するため、平成22年度から事業化動向に精通した民間の事業化コンサルタントの協力を得て追跡調査等フォローアップを実施するなど、売上納付・収益納付に係る業務を着実に実施した。平成24年度の追跡調査においては、各研究開発課題における今後の事業化に向けた問題点や改善を要する点等についての分析等を行い、実地ヒアリングによる調査及び事業化のためのマッチングの取組み等を行っており、平成25年度は、これらの結果を踏まえて、追跡調査等を実施することにより、一層の事業化促進を図っていく予定。	追跡調査等を実施することにより、一層の事業化促進を図る。
09 情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流	事業規模の縮減及び事業の在り方の見直し	22年度から実施	「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」の廃止及び既往出資案件の縮小と併せて縮減するとともに、本法人の事業としての廃止を含めて事業の在り方を見直す。	2a 一部措置済	「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」については廃止することとし、平成23年度以降新規公募を行わないこととした。 また、「情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流」については、事業規模の縮減との指摘を踏まえ、予算額及び事業規模を縮減済（予算額：平成22年度：46,066千円、平成25年度：38,213千円、事業規模の縮減：「情報提供及び交流」機会を提供するため、NICT直轄で実施してきた各種セミナー等のイベントを、平成23年度以降は、地域のベンチャー支援組織・団体との「連携イベント」実施方式に転換することにより、地域の実情・ニーズを重視しつつ、事業全体の効率化を推進。） 事業の在り方については、ベンチャーの創業や事業拡大にどの程度の貢献があったかといった成果を明らかにする客観的かつ定量的な指標により、当該事業の成果を把握し、その成果を踏まえて、廃止を含めて事業の在り方を検討する旨、平成23年3月策定のNICTに対する第3期中期目標に記載。 また、平成24年度末までに今後の事業の在り方を検討するとしていたことから、平成23年度に実施した事業化を促進するマッチングの機会を提供するイベントにおける実施後1年以内の具体的なマッチング等商談に至る状況について、6か月後、1年後のアンケートを実施した結果、目標（50%以上）を上回る75%の社が新規取引先の開拓、新規資金の調達等につながっていること及びイベント毎に行った参加者への「有益度」に関する調査では、目標（70%以上）を大きく上回る96.6%の回答者から4段階評価において上位2段階の評価を得ていることを踏まえ検討した結果、NICTにおいて「日本のベンチャー支援は、米国に比して遅れているので、引き続きトライすべき」「ベンチャー育成に関する意欲的な取り組みであり、アイデアを活かした良い活動が動き出している」等の必要性、有効性が認められ、また、総務省独立行政法人評価委員会においても「ICT分野のベンチャーの育成に今後とも一定の役割を果たすことが期待される」等との評価を受けていることから、25年度以降もこれまで蓄積したノウハウを活用しつつ効率的に事業を実施することとした。 なお、今後も事業の在り方については不断の検討を行っていく。	引き続き効率的な予算執行を行う。 また、事業の有効性等についてアンケート調査等により毎年検証を行い、適切な事業の在り方を検討する。
	新規出資の廃止	23年度中に実施	新規出資は行わないこととし、既出資案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。	1a	新たな出資は停止済。	措置済み
	不要資産の国庫納付			1a	不要資産の国庫納付について、平成23年度に1,979,474千円を国庫納付した。	

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
10	情報通信ベンチャーへの出資	既出資案件の監督強化	22年度から実施	事業化計画等に関する進捗よく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づく配当の促進により、資金回収の徹底を図る。	2a	各出資先法人の毎年度の決算、中間決算の報告のほか、経営状況に応じて、毎月の収支状況や資金の推移状況に関する説明を求める等、経営状況の把握に努める旨等を平成23年3月策定のNICTに対する第3期中期目標に記載。また、平成23年3月にNICTから各出資先法人に対して、毎月の収支状況や資金の推移状況等を求める文書を送付した他、中期計画及び累積解消計画の策定を求めると共に、経営に影響を与える重要事項に関しては、取締役会前に事前協議を要請し、併せて取締役会議事録の提出を求める等管理監督の強化を実施した。加えて24年度は、会計・経理規程等社内規定における不備の是正を求めると共に、役員報酬水準の適正化や不要な設備投資の抑制、不適切な手当支給の改善を求めると共に、経営の適正化、早期の繰越損失の解消を要請し、可能な限り出資金の回収額の最大化に努めた。	引き続き、出資金の回収額の最大化に努める。
11	地域通信・放送開発事業に対する支援	当該事業の実施主体の検討	22年度中に実施	民間出資・出えんによる信用基金の運用益による利子補給事業及び債務保証事業であり、どのような主体が実施するのが適当か検討し、本法人の事業としての廃止について、平成22年度末までに結論を得る。	1a	外部有識者による「債務保証勘定関係業務の実施主体等に関する検討会」において検討し、平成22年度末までに以下の結論を得た。 1. 現在NICTが実施している債務保証勘定関係業務は、引き続きNICTで実施することが適当。 2. NICTにおける債務保証勘定関係業務については、平成28年5月末以降、債務保証及び利子補給の新規案件の採択は行わない。なお、信用基金については、既存案件の保証期間等が終了次第、速やかに清算するものとする。	措置済み
12	通信・放送新規事業に対する債務保証						
13	情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証						
14	無線設備の機器の試験に係る事業	民間実施	23年度中に実施	総務省が実施する一般競争入札において民間事業者が応じた場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、本法人においては、次年度以降の入札への参加を取りやめる。	1a	平成23年度及び平成24年度の事業の実施にあたり総務省が公募を実施したが、NICT以外の応募は無かったため、NICTと随意契約を行った。なお、公募の実施にあたっては、事前に業界関係者に対する事業内容の周知・説明等を行っている。次年度以降、民間事業者等の応募があった場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、NICTにおいては、翌年度以降の入札への参加を取りやめる。	措置済み
15	無線設備の機器の較正に係る事業	民間実施	23年度中に実施	引き続き民間参入を促進し、本法人の事業のうち指定較正機関の較正用機器の較正を除き、民間実施を図る。	1b	民間機関で実施できる較正については、参入促進を図るため、電波利用ホームページに資格要件を満足すれば参入ができる等の説明を平成23年度に追加した。 また、指定較正機関としての能力を有すると考えられる機関に個別に働きかけを行った結果、平成24年6月に指定較正機関の指定の申請があり、現在総務省において審査中であり、7月11日に電波監理審議会へ諮問予定。指定することが適当との答申が得られた場合は、速やかに指定する予定。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
16	衛星放送受信対策基金	22年度中に実施	本法人における、衛星放送受信対策基金による衛星放送受信設備設置助成の終了に伴い、衛星放送受信対策基金（30億円）の全額を国庫納付する。	1a	平成22年度中に衛星放送受信対策基金（30億円）の全額を国庫へ納付済み。	措置済み	
17	不要資産の国庫返納	基盤技術研究促進勘定の政府出資金（再掲）	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約66億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。	1b	保有資産約66億円のうち為替相場により利率が変動する円建て外債50億円を保有していたが、当該外債が平成24年3月に早期償還されたことを受け、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、平成24年12月に不要資産（5,000,000千円）を国庫納付済み。	対応済み。
18		出資勘定の承継時出資金（再掲）	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約18億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。	1a	不要資産の国庫納付について、平成23年度に1,979,474千円を国庫納付済み。	措置済み
19		通信・放送承継勘定の承継時出資金	23年度以降実施	平成24年度末までの業務の完了に努め、保有国債などの資産（平成21年度末約181億円）のうち、不要な資産を業務の終了予定年度より前倒して国庫納付する。	1a	平成23年度中に不要資産として15,058,611千円を国庫納付済み。	措置済み
20		高度電気通信施設整備促進基金	22年度中に実施	平成22年度から平成30年度までの既け分の必要額を除き、基金（約41.6億円）を国庫納付する。	1a	平成23年度から平成30年度までの既け分の必要額（13,348千円）を除き、平成22年度末に基金（4,259,213千円）を国庫納付済み。	措置済み
21		事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	パリ事務所については、廃止又は共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	パリ事務所については、欧州各国の研究機関との共同研究推進の支援や欧州委員会との新世代ネットワークに関する共同研究公募制度の創設等、引き続き欧州との連携を進める必要があるが、これらの業務への対応には、日本からの出張によるよりも、パリ事務所において実施の方が効率的であることから、存続が必要と判断し、総務省独立行政法人評価委員会にも報告したうえで他法人との共用を行うこととした。 このため、他法人との共用を検討し、パリに事務所を置く日本原子力研究開発機構と共用について合意し、平成23年度当初から共用を開始しており、平成22年度に比べ、年間約4,000千円の運営経費の削減となっている。
22			22年度以降実施	タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、現在実施中のプロジェクトが終了する時に廃止する。	1a	タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、平成22年度末のプロジェクト終了をもって廃止した。	措置済み

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
23 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。	2a	<p>随意契約等見直し計画に沿って、研究機器の買入・製造等や、研究業務支援・保守などが大半を占める一者応札・一者応募の改善を図るため、仕様書の内容が抽象的なものや詳細すぎるものについて適正化するなど仕様書の見直し、過去の納入実績等を入札参加条件としていたものについて緩和するなど参加条件の見直し、一般競争入札の公告期間（10日）を総合評価方式の案件は20日以上、それ以外の案件は15日以上に見直すなどの公告期間見直し等をしたほか、平成24年4月から公募にかかる公告期間を従来の10日間以上から15日間以上に見直しを実施し、平成24年度の一者応札・一者応募件数の割合は76.9%（平成20年度77.7%、平成22年度74.2%、平成23年度74.2%）となった。</p> <p>【平成24年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 242億円（95.7%）、競争性のない随意契約 11億円（4.2%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,121件（96.5%）、競争性のない随意契約 41件（3.5%）</p> <p>【平成23年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 300億円（97.2%）、競争性のない随意契約 9億円（2.8%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,240件（96.6%）、競争性のない随意契約 43件（3.4%）</p> <p>【平成22年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 236億円（95.9%）、競争性のない随意契約 10億円（4.1%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,184件（96.9%）、競争性のない随意契約 38件（3.1%）</p>	今後も、引き続き競争性のない随意契約や一者応札・応募に関する点検・検証を継続的に行い、契約の一層の適正化を図る。
24 業務運営の効率化等	特許保有コストの低減、実施許諾収入の増加	22年度から実施	特許について、収入に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減、技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る。	2a	<p>特許の出願・維持管理については、社会で活用される見通しの立たない特許等は見直しを行っていくこととし、これらの実施に必要な規程の改正を平成23年3月に実施するとともに、役員・幹部等を含む審査体制を平成23年7月に構築。平成24年2月からは特許出願・維持管理の審査体制を役員クラスと部門クラスの2階層構造とし、重要案件については前者で、通常案件については後者でより高い頻度で議論することとすることによって効率性と適切性両面の改善を図った。また、知的財産ポリシーを平成24年3月に改訂。従来の取組に加え、これらの措置により、特許に関するコストの低減を図った。</p> <p>技術移転については、平成23年4月から、これまで外部委託していたTLOを廃止し、内部に目利きを配置させて研究者との密な連携を図り、外部への売り込み活動を活性化させた。また、平成24年12月、有償での知財実施許諾契約前に技術評価等を目的として、一定期間知財を無償で許諾する「お試し利用」制度を創設し、企業がNICTの新技术を導入する際のリスクと障壁を低減させた。これにより、企業内ネットワークのトラフィック監視技術や対サイバー攻撃アラートシステムなど、機構の知的財産の企業への技術移転が進み、実施許諾収入につながった。</p>	新たに構築した審査体制等を着実に運用し、特許に関するコストの低下及び実施特許収入の増加に努める。

【その他】

25	<p>資金配分機能については、研究開発機能との一体的な実施により効率化が図られる場合に限ることとし、次世代ネットワーク（NGN）、屋内可視光通信技術の委託研究のように、一体的な実施によって効率化が図られない資金配分機能については、本法人の事業としては廃止し、国の判断・責任の下で実施する事業として、平成23年度中に整理・検討する。</p>	<p>平成23年度からの第3期中期目標において、委託研究については、自主研究との一体的な実施により効率化が図られる場合に限定し、テーマの一層の重点化を図り実施することを明記した。なお、次世代ネットワーク（NGN）、屋内可視光通信技術の委託研究については、平成22年度までに廃止した。</p> <p>「高度通信・放送研究開発に対する助成」のうち、「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」について廃止することとし、平成23年度以降新規公募を行わないこととした。また、テレコムインキュベーション以外の「国際共同研究助成」と「高齢者・チャレンジ向け通信・放送サービス充実研究開発助成」の2事業について、前者は平成24年度より新規公募を停止し、後者は平成24年度より国において実施している。</p> <p>「民間基盤技術研究促進業務」については、平成22年度より新規公募を停止し、平成23年度の予算要求をしていない。</p>	対応済み。
----	---	--	-------

No.	4	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構
-----	---	----	-----	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	2. 見直しの視点	(3) 組織体制及び運営の効率化の検証 ⑧随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。	1	<p>○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」を踏まえ、随意契約については原則一般競争入札等に移行したほか、研究機器の買入・製造等や、研究業務支援・保守などが大半を占める一者応札・一者応募案件の改善を図るため、仕様書の内容が抽象的なものや詳細すぎるものについて適正化するなど仕様内容の見直し、過去の納入実績等を入札参加条件としていたものについて緩和するなど入札参加条件の見直し、一般競争入札の公告期間（10日）を、総合評価方式の案件は20日以上、それ以外の案件は15日以上に見直すなど公告期間の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保に努めている。</p> <p>【平成24年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 242億円（95.7%）、競争性のない随意契約 11億円（4.2%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,121件（96.5%）、競争性のない随意契約 41件（3.5%）</p> <p>【平成23年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 300億円（97.2%）、競争性のない随意契約 9億円（2.8%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,240件（96.6%）、競争性のない随意契約 43件（3.4%）</p>	今後も、引き続き競争性のない随意契約や一者応札・応募に関する点検・検証を継続的に行い、契約の一層の適正化を図る。
2	2. 見直しの視点	(3) 組織体制及び運営の効率化の検証 ⑨保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。	1	<p>○ 稚内電波観測施設跡地については、土壌汚染対策、境界画定など関係機関との調整を行い、平成25年度中に国庫納付予定。</p> <p>○ 衛星放送受信対策基金（30億円）及び高度電気通信施設整備促進基金（4,259,213千円）について、平成23年3月末に国庫納付済み。また、出資勘定の承継時出資金（1,979,474千円）、承継勘定の承継時出資金（15,058,611千円）についても、平成24年3月に国庫納付済み。さらに基盤勘定についても、平成24年12月に不要資産（5,000,000千円）を国庫納付済み。</p>	出資勘定について、テレコムベンチャー投資事業組合の組合契約の終了に伴い生じた不要財産を平成25年に国庫納付予定。 今後も、業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産は、国庫納付等を行う。